

船橋市特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この要綱は、本市に所在する特別養護老人ホームにおけるプライバシー保護改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、特別養護老人ホームの多床室について居住環境の質を向上させることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 この補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、船橋市内に開設されている特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象施設の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護改修を行う事業のうち、市長が認めたものとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付単価は別表に定めるとおりとし、算定にあたっては別表第1欄に定める交付基準単価に第2欄に定める単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする場合は、特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し交付の可否を決定し、その旨を特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(交付の条件)

第7条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日に属する年度の翌々年

度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（変更等の承認等）

第8条 第6条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し承認の可否を決定し、その旨を特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助事業計画変更（中止・廃止）可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（実績報告の提出）

第9条 実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）により、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

（交付決定の取消等）

第11条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく特別養護老人ホームを閉鎖し、又はその用途を変更したとき。
- (4) この要綱若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月25日から施行する。
- 2 この補助金の額は、千葉県介護施設等整備事業交付金実施要綱及び千葉県介護施設等整備事業交付金交付要綱に基づき千葉県から交付される額の範囲内とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月21日から施行する。
- 2 この補助金の額は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付要綱・実施要綱に基づき千葉県から交付される額の範囲内とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この補助金の額は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付要綱・実施要綱に基づき千葉県から交付される額の範囲内とする。

別 表

1 交付基準単価	2 単位	3 対象経費
800千円	整備床数	<p>特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認める整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

第 1 号様式

年 月 日

特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金交付申請書

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称等

名称	
所在地	
定員数（うち改修分）	人（2人部屋 床）
	（3人部屋 床）
	（4人部屋 床）

- 2 経費所要額調書（別紙1）

- 3 添付書類
 - ① 収入支出予算書抄本（別紙2）
 - ② 各階平面図（設置個所を図面上に表記したもの）
 - ③ 契約書及び内訳書の写し
 - ④ 着工前の工事個所の写真

第1号様式（別紙1）

経費所要額調書

事業所名	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	補助基準額 C	補助金所要額 D（BC欄で最も低い額）
	円	円	円	円

※D：1,000円未満は切り捨て

第1号様式（別紙2）

収入支出予算書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	船橋市補助金	円	船橋市特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金
小計		円	
	自己資金	円	
合計		円	

（支出）

大区分	中区分	金額	説明
支出	支出	円	
合計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

第2号様式

特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

船橋市特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金交付要綱第7条による。

2 交付しない。

理由

第3号様式

特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助事業
計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助事業を

計画変更

中止 したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

廃止

記

1 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日

2 計画変更、中止又は廃止の理由

3 補助事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第4号様式

特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助事業
計画変更（中止・廃止）可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助事業の

計画変更

中止 について、下記のとおり決定したので通知します。

廃止

記

1 承認する。

2 承認しない。

理由

第5号様式

特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 経費所要額精算書（別紙1）
- 2 添付書類
 - ① 収入支出決算見込書抄本（別紙2）
 - ② 建物の平面図（設置個所を図面上に記したもの）
 - ③ 工事の完成を確認できる写真
（上記写真の撮影位置を平面図に記入して下さい。）
 - ④ その他参考となる資料

第5号様式（別紙1）

経費所要額精算書

事業所名	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	補助基準額 C	補助金所要額 D（BC欄で最も低い額）
	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

※D：1,000円未満は切り捨て

第5号様式（別紙2）

収入支出決算見込書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	船橋市補助金	円	船橋市特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金
小計		円	
	自己資金	円	
合計		円	

（支出）

大区分	中区分	金額	説明
支出	支出	円	
合計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

第6号様式

特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |

第7号様式

船橋市特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定があった船橋市特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市特別養護老人ホームプライバシー保護改修支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額

(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

・別添添付書類チェック表及び該当書類のとおり